

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを、会社としての意思決定および業務執行に関して、妥当性(効率性)、適法性、会計等のディスクロージャー内容の適正性についてPDCAサイクルを行なう仕組みを確立するための組織体制と位置づけております。コーポレートガバナンス体制の構築により、株主、顧客、従業員、取引先、社会などの利害関係者(ステークホルダー)の利益の極大化を図ります。また、指名委員会等設置会社として、取締役と執行役の役割分担の明確化および意思決定の迅速化を図り、経営の透明性と効率性を高めるコーポレートガバナンス体制を構築します。なお、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、当社ホームページ上に公表しています。

<https://kabu.com/company/profile/governance.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-2 中期経営計画へのコミットメント】

当社の主たる業務である金融商品取引業の業績は、株式等の市況により大きく変動しその不確実性が高いため、当社は中期経営計画及び単年度の業績予想ともに公表しておりません。その代替として、四半期決算の早期開示と収益構造の詳細説明及び営業収益のうち大きな割合を占める委託手数料と業績に大きな影響を与える口座数や顧客取扱金額などの業務計数を月次で開示するなどしております。

中期経営計画とその進捗状況の公表の是非、及びその方法については今後の課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

「コーポレートガバナンス基本方針」第9条に記載の通りです。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「コーポレートガバナンス基本方針」第11条に記載の通りです。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には企業年金制度はなく、確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念・経営基本方針・経営目標につきましては、当社ホームページ上に公表しています。

<http://kabu.com/company/policy/philosophy.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「コーポレートガバナンス基本方針」第2条に記載の通りです。

(3) 取締役及び執行役の報酬決定の方針と手続きは、「コーポレートガバナンス基本方針」第18条に記載の通りです。

(4) 当社の取締役及び執行役候補者の選任・解任は、「コーポレートガバナンス基本方針」第13条に記載の通りです。

(5) 社外取締役を含む全取締役ににつきましては、個々の指名理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。また、取締役を兼務しない執行役の個々の略歴ならびに選任理由につきましては、以下のとおりです。

いずれも、上記(4)の方針に基づき指名・選任しております。

眞部 則広 専務執行役

(略歴) 1959年生、1983年国際証券㈱入社。同社投資情報部長、オンライントレード室長、Meネット証券㈱代表取締役社長、当社常務執行役、専務執行役(現任)。

(選任理由) 証券会社においてオンライントレード事業担当部署の経営職、オンライン証券子会社の代表取締役社長を歴任し、合併による当社設立後一貫して執行役として当社経営に参画。証券分野での幅広い知見やネット証券経営の経験を活かし、当社の成長戦略立案遂行やリスク管理にあたることのできるものと判断したためであります。

塚田 正泰 専務執行役 内部管理統括責任者

(略歴) 1960年生。1984年㈱三菱銀行入行。三菱証券㈱財務企画部長、三菱UFJ証券㈱経営企画部長、三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱執行役員財務企画部プロダクトコントロール室長、三菱UFJ証券ホールディングス㈱執行役員アライアンス戦略部長、執行役員リスク統括部担当(特命)並びに財務企画部の副担当(特命)並びにチーフ・データ・オフィサー、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員、当社専務執行役(現任)。

(選任理由) 証券会社ならびに持株会社において経営企画分野ならびに財務企画分野の経営職を歴任し、証券会社ならびに持株会社の執行役員として経営企画、財務企画ならびにリスク管理を担当し、証券・金融分野での幅広い知見や証券会社経営の経験等を有し、これらを活かし当社の成長戦略立案遂行やリスク管理統括にあたることのできるものと判断したためであります。

阿部 吉伸 常務執行役

(略歴) 1969年生。1990年㈱シー・シー・エス入社。当社システム統括部長、執行役、常務執行役(現任)。

(選任理由) 当社前身会社の立ち上げ期から当社システム構築に参画し、当社システム部門の経営職、担当執行役を歴任し、システム分野での幅広い知見を活かし、当社のシステム戦略立案遂行やシステムリスク管理にあたることのできるものと判断したためであります。

塚本 陽一 執行役
(略歴)1977年生。2001年(株)エフエム東京入社。(株)電通勤務後、(株)オプト マーケティング本部長、KDDI(株)コミュニケーション本部宣伝部担当部長、当社執行役(現任)
(選任理由)広告代理店ならびに通信会社においてマーケティング部門を統括する経営職を経験し、デジタルマーケティング分野における知見と組織運営経験等を有し、これらを活かし当社のマーケティング戦略や経営戦略立案遂行にあたることができるものと判断したためであります。

松宮 基夫 執行役
(略歴)1965年生。1987年(株)三菱銀行入行。(株)東京三菱銀行リテール企画室次長、当社業務統括部部長、(株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)経済調査室長、当社取締役、三菱UFJ証券ホールディングス(株)経営企画部長 兼 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)経営企画部長、当社執行役(現任)
(選任理由)銀行、証券会社及び持株会社においてリテール分野ならびに経営企画分野の経営職を歴任し、証券・金融分野での幅広い知見や経験等を有すること、また当社業務統括部部長や取締役を経験していることから、これらを活かし当社の成長戦略立案遂行にあたることができるものと判断したためであります。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】
当社は、指名委員会等設置会社として、経営監督機能としての取締役会や各委員会、業務執行機能としての代表執行役・執行役や経営会議の決定事項を明確に分離しています。それぞれの決定事項につきましては、本報告書の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

「コーポレートガバナンス基本方針」第19条第2項に記載の通りです。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
「コーポレートガバナンス基本方針」第19条第1項に記載の通りです。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
「コーポレートガバナンス基本方針」第15条に記載の通りです。
取締役会は定款上の員数である9名以内である7名の取締役で構成され、うち3名は社外取締役であり、うち2名は独立社外取締役であります。取締役会議長は社外取締役である会長が任に当たっております。執行役を兼ねる取締役は2名であり、指名委員会、報酬委員会、監査委員会のいずれにも属していません。
尚、取締役選任に関する方針・手続きは、上記3-1(4)に記載の通りです。

【補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員との兼任状況】
「コーポレートガバナンス基本方針」第16条に記載の通りです。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】
全取締役に対しアンケートを実施し、その結果を整理の上、取締役会にて総括する態勢としております。なお、2018年3月期の評価結果の概要は以下のとおりです。取締役会では、下記分析・評価結果を踏まえ、更なる実効性向上に引き続き取り組んでまいります。

・審議の深度、議論の質が向上し、実効性ある運営が進展した。
・前年度課題とされた「独立社外取締役を含めた非常勤取締役への情報提供」「経営戦略に係る議論の充実」についても着実に改善されている。
・「攻めのガバナンス」の観点から、将来戦略に関する議論の機会を増加させること、取締役会資料における審議ポイントの明確化など引き続き改善余地のある課題が認識された。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】
「コーポレートガバナンス基本方針」第21条に記載の通りです。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
「コーポレートガバナンス基本方針」第6条に記載の通りです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	176,474,800	52.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,035,200	6.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,042,300	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,195,200	2.41
ピーエヌビー・パリバ・セキュリティ・サービス・ルクセンブルグ	6,600,000	1.94
東京短資株式会社	3,468,600	1.02
日本マイクロソフト株式会社	3,456,800	1.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,411,900	0.71
ステート・ストリート・バンク・ウエスト・クライアントリーティー505234	2,232,900	0.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	2,169,900	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	三菱UFJフィナンシャル・グループ (上場:東京) (コード) 8306

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの傘下企業による企業集団、「MUFGグループ」に所属しており、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱UFJ証券ホールディングスは、当社の親会社に該当いたします。

当社は、MUFGグループにおいてインターネットによるオンライン取引サービスを提供する証券会社の機能を担っており、MUFGグループ各社との様々な提携により、当社顧客に提供するサービス、機能の補完を行っております。

なお、当社と親会社との関係は以下の通りであります。

< 資本関係 >

2018年3月31日現在の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び同社の子会社である三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の当社の議決権所有割合は以下の通りであります。

	(直接所有)	(間接所有)	(合計)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	-	59.3%	59.3%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	53.0%	-	53.0%

< 取引関係 >

2018年3月期において、当社と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの間に取引はありません。

2018年3月期において、当社と三菱UFJ証券ホールディングス株式会社との間に取引はありません。同社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と新規公開株式等の委託販売等の業務提携に関連する金融取引を行っております。また、他に、システム開発・運用サービス提供により、売上高585百万円を計上しております。

< 人的関係 >

当社の取締役7名のうち4名が親会社または親会社の子会社の出身または現職の役職員で構成されておりますが、当該取締役4名のうち3名は、指名委員会等設置会社における執行役を兼任しない取締役として当社の経営の監督業務に従事しており、直接的に当社の業務執行を行っておりません。なお、代表執行役2名は取締役を兼務しておりますが、そのうち1名は親会社出身の役職員であります。

当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の連結子会社であります。同社グループの経営方針を踏まえて、当社が独自の判断に基づく経営を行っており、少数株主の保護のために、上場会社として一定の独立性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
芦崎 武志	他の会社の出身者											
野宮 拓	弁護士											
吉田 康宏	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
芦崎 武志	○	○	○		2010年5月から2012年6月まで株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)の常務執行役員でありました。また、2012年6月から2016年6月まで、エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社の代表取締役社長でありました。	銀行においてネットバンキング分野や決済ビジネス分野等の経営職を歴任し、金融系の会社の代表取締役社長を務める等、ネット金融をはじめとする金融分野での幅広い知見や金融機関経営の経験等を取締役会による経営監督に活用でき、取締役会長として当社の経営全般に関する適切な監督を遂行できるものと判断したためであります。 なお、現在、監査委員長および指名委員、報酬委員として各委員会運営に携わっております。

野宮 拓	○	○	○	○	本書提出日現在、日比谷パーク法律事務所に所属する弁護士であります。	弁護士としての見識や経験、法務やコンプライアンス、リスクマネジメントに関する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。 また、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」に規定している事前相談を要する要件のいずれにも該当しないため、独立性が高く、一般株主との利益相反のおそれもないことから、独立役員に指定しております。 なお、現在、指名委員長、報酬委員長および監査委員として各委員会運営に携わっております。
吉田 康宏	○	○	○	○	当社取引先である株式会社東京証券取引所の出身です。株式会社東京証券取引所と当社との間には、上場料年間3百万円、情報料年間403百万円(2018年3月期末実績)の取引が存在しています。	取引所でのシステム企画・開発・運用サービス業務等における豊富な経験と知識に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また独立性が高いことから中立的かつ客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。 また、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」に規定している事前相談を要する要件のいずれにも該当しないため、独立性が高く、一般株主との利益相反のおそれもないことから、独立役員に指定しております。 なお、現在、指名委員、報酬委員および監査委員として各委員会運営に携わっております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	1	1	3	社外取締役
報酬委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査委員会	4	1	1	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	7名
--------	----

兼任状況	更新
------	----

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
齋藤 正勝	あり	あり	×	×	なし
黒川 修	あり	あり	×	×	なし
眞部 則広	なし	なし	×	×	なし
塚田 正泰	なし	なし	×	×	なし
阿部 吉伸	なし	なし	×	×	なし
塚本 陽一	なし	なし	×	×	なし
松宮 基夫	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は代表執行役直属とし、他の業務執行部門から独立した組織となっています。監査委員会の補助業務に関し、監査委員会または監査委員は、内部監査室に対し直接指示・命令を行うことができるとともに、内部監査室長及び監査委員会事務局長の任免は取締役会が決定し、内部監査室長及び監査委員会事務局長の人事評価・懲戒に関する事項は監査委員会の、内部監査室員の異動・人事評価・懲戒に関する事項は監査委員会が選定した監査委員の、それぞれ事前の同意を必要としています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会に会計監査人が常時オブザーバーとして出席し、当社の監査活動に関する情報等を共有するとともに、会計監査人の専門的な見識による意見を監査委員会に取り入れるることにより、内部管理の向上に繋げております(2018年3月期出席回数 12回)。
監査委員会と内部監査室は密接に連携し監査活動を行っております。内部監査基本方針、内部監査計画、個々の内部監査の結果等については、内部監査室より監査委員会に直接報告の上レビューされるとともに、監査委員会は必要に応じ内部監査室に指示を行えることとしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役3名のうち、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」に規定している独立役員の資格を満たす社外取締役は2名であり、その全てを独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」に定める通り、株主、顧客、従業員、取引先、社会などの利害関係者(ステークホルダー)の利益の極大化を図ります。執行役は当該目的のための業務遂行の責任を負っており、その報酬の一部をSVA(Shareholder Value Added = 株主資本正味付加価値額)を基準とした変動報酬制としております。
なお、2016年3月期より、執行役の中長期インセンティブとして、執行役変動報酬の一部を自社株活用による新株予約権で代替する制度を導入致しました。

ストックオプションの付与対象者	執行役
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の執行役報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、当社執行役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、当社執行役に対して、2017年3月期より、株式1株あたりの払込金額を1円とする新株予約権をストックオプションとして割り当てることとしております。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2018年3月期における役員区分ごとの報酬等の総額は、以下の通りとなります。
社内取締役: 3名 総額4百万円 うち固定報酬4百万円
うち2名は執行役を兼務しており、取締役としての報酬は支払っておりません。
社外取締役: 5名 総額45百万円 うち固定報酬45百万円
執行役: 7名 総額158百万円 うち固定報酬114百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び執行役の個人別の報酬に関しては、社外取締役3名を含む取締役4名により構成される「報酬委員会」において以下のとおり決定しております。

< 取締役 >

個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることに鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により定める金額を上限とし、報酬委員会において決定しております。

< 執行役 >

個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成され、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額及び変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を報酬委員会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役をサポートする専従スタッフの配置はしていませんが、経営管理担当業務を分掌する経営管理部が社外取締役への連絡等のサポートを行っております。取締役会において活発で充実した議論が行えるよう、取締役会の議案資料については開催日の3営業日前までに電子メールで事前送信を行っております。なお、特に重要または慎重な判断が必要と思われる議案については、常勤取締役、担当執行役から社外取締役へ事前相談を行うことにより、それぞれの社外取締役の専門的な立場による意見を、経営に反映させております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能にかかる各機関の概要については以下の通りであります。

a. 経営監督機能

(a) 取締役会

取締役会は3ヶ月に1回以上開催され、会社法第416条に規定する事項を中心とした重要事項について決定を行います。取締役会は7名の取締役によって構成されており、うち3名は社外取締役であります。

(b) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任並びに取締役会に提出する執行役の選任、懲戒及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名を含む取締役4名により構成されております。

なお、当社における取締役候補者及び執行役候補者の選任基準は以下の通りであります。

< 取締役候補者選任基準 >

- (1) 取締役にふさわしい人格・識見を有すること。
- (2) 豊かな業務経験あるいは専門職知識を有すること。
- (3) 経営判断能力に優れていること。
- (4) 遵法精神に富んでいること。
- (5) 心身ともに健康であること。

社外取締役の候補者選任にあたっては、前記の基準の他、次の基準を適用する。また、これらの基準は、社外取締役に求める機能及び役割と同じである。

- (1) 経営者あるいは経営者の補助役として豊富な経験を有すること、あるいは法律もしくは会計、財務の職業的専門家としての地位に就いていること。
- (2) 社外取締役としての独立性を維持できること。

< 執行役候補者選任基準 >

取締役選任基準に準じる他、次の基準を適用する。

- (1) ビジネス感覚、指導力、先見性、企画力が優れていること。
- (2) 社内外での人望が厚いこと。

(c) 監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する妥当性、適法性、適正性についての監査、並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則毎月1回開催されます。社外取締役3名を含む取締役4名により構成されています。

本委員会にはこれら委員の他、内部監査室長、執行役、顧問弁護士および会計監査人がそれぞれオブザーバーとして出席し、会議の活性化を図るとともに監査の質の向上に努めております。

(d) 報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名を含む取締役4名により構成されております。

なお、取締役及び執行役に対する個人別の報酬等の内容に関する基準は以下の通りとなっております。

< 取締役 >

個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

< 執行役 >

個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成され、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額並びに変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を報酬委員会で決定する。

(e) 内部監査室

代表執行役直属とし他の業務執行部門から独立し、当社の内部監査を実行するとともに監査委員会の職務を補助する機関です。内部監査室は内部監査体制や監査範囲などに関し、監査委員会と緊密に連携して活動しております。

b. 業務執行機能

(a) 代表執行役・執行役

当社は、執行役の中から代表執行役2名(執行役社長及び執行役副社長)を選任しております。代表執行役は、業務執行部門の責任者としてそれぞれ会社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務の執行を行います。代表執行役及び執行役は、取締役会に対し、業務執行状況等について、3カ月に1回以上報告及び説明する義務を負っています。

(b) 経営会議

執行役7名により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議いたします。

(c) 2018年3月期における各機関の活動状況は以下のとおりです。

取締役会	14回
監査委員会	13回
指名委員会	7回
報酬委員会	6回
経営会議	60回

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役による経営監督機能と執行役による業務執行機能を分離することにより、取締役と執行役の役割分担の明確化及び意思決定の迅速化を図る他、経営の監督機能として社外取締役を活用することにより経営の透明性の向上を図ることを目的に指名委員会等設置会社の組織形態を採用しております。

なお、本書提出日現在では、顧問弁護士、会計監査人を含む複数のアドバイザーが毎月開催される監査委員会に出席し、独立的な立場から各種意見・助言等を行う体制としており、また、社外取締役の独立性確保の観点から、本年の定時株主総会で選任された社外取締役の内、2名を独立役員として指定済みであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年3月期の定時株主総会より、株主総会招集通知の記載内容確定後、発送に先立ちTＤネットならびに当社ホームページ上で公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	一人でも多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、東京証券取引所へ株式上場後の2005年3月期以降の定時株主総会については土曜日または日曜日を開催日としております。
電磁的方法による議決権の行使	2005年3月期の定時株主総会より、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の提供するインターネット議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年3月期の定時株主総会より、株式会社「IC」が提供する議決権行使プラットフォーム（東証プラットフォーム）を採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定、当社のホームページ「IR情報」内に掲載し、公衆の縦覧に供しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京、大阪、名古屋、福岡など全国各地にて、経営報告会を含むIRイベントを定期的に開催するなど、個人投資家の皆様に当社の経営状況等を把握いただけるよう努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算発表後に、アナリスト、機関投資家向けの説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「企業IR情報」として、「会社案内」「経営目標/ポリシー」「財務情報」「株式情報」「月次開示情報」「その他情報開示」のコンテンツページを設け随時更新を行っております。 各項目の主な掲載内容は以下の通りであります。 「企業IR情報」・・・カブドットコム証券について、会社概要、経営メッセージ、コーポレート・ガバナンス、組織図、IRスケジュール、IRムービー等 「経営目標/ポリシー」・・・経営理念と経営基本方針、MUFG行動規範、ディスクロージャーポリシー、セキュリティポリシー等 「財務情報」・・・決算短信・決算説明資料、有価証券報告書・四半期報告書、ディスクロージャー誌等 「株式情報」・・・株主総会、配当方針・配当実績、株式の概要、株主優待等 「月次開示情報」・・・口座数・約定情報等の業務計数推移、純営業収益（総額と内訳）の推移、顧客投資成績（信用評価損益率）の推移等 「その他情報開示」・・・顧客分別金信託状況、知的財産報告書等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部がIR活動を行っております。	
その他	【英文IR資料のホームページ掲載】 コンテンツページを設け、以下の事項について随時更新を行っております。 ～カブドットコム証券について、会社概要、経営メッセージ、コーポレート・ガバナンス、組織図、IRスケジュール	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程「企業行動憲章」の中で、「株主の利益と信頼関係の構築」について、株主の利益のために長期的かつ安定的な成長によって企業価値の向上を目指す旨、また、株主との円滑なコミュニケーションを確保し信頼関係の構築に努める旨の規定をしています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを策定し、それに基づき情報開示等IR活動を行っております。
その他	女性の活躍の方針・取組みに関して 当社は、女性が仕事と育児を両立できるよう福利厚生面で配慮しております(出産前後の休暇や子育て期間中の時短勤務など)。また、人事評価は性別に関係なく公平に行っております。 当社には現在女性役員はおりませんが、2005年～2007年に女性役員を選任いたしました。 今後も人材を見極めつつ選任を検討して参ります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社ではコーポレート・ガバナンスを、妥当性(効率性)、適法性、会計等のディスクロージャー内容の適正性についてPDCAサイクルを行う仕組みを確立するための組織体制と位置づけ、内部統制システムとはコーポレート・ガバナンスの重要な機能を構成するプロセスであると考えております。

当社は、会社法及び同施行規則の規定にのっとり、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を以下のとおり決議し、この決議内容にのっとり、社規程の制定、所管部署の設置、計画・方針の策定その他の体制の整備を行い健全かつ堅固な経営体制構築に努めております。

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行う体制とし、文書の保存期間その他の管理体制については当社社規則に規定しております。

また、監査委員会または選定監査委員が求めたときは、執行役はいつでも文書を閲覧に供す体制としております。

情報の管理については、「セキュリティポリシー」及び「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を定め、「情報セキュリティ方針」「情報管理ガイドライン」「個人情報保護規程」等の規定を整備し、その徹底を図る体制としております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

期初にリスク管理基本方針及びシステムリスク管理基本方針を制定し、リスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。

また、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備の整備方法、リスク算定等に係る基礎データの管理方法を当社規定に定めております。

執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表執行役・執行役の職務・権限・責任等を定め、執行役の職務が効率的に行われることを確保する体制としております。

具体的には、代表執行役が取締役会から委任された業務執行に係る事項を統括し、業務執行の重要な事項については経営会議により決定することとしております。

また、執行役は経営会議決議事項並びに業務執行に係る事項につき代表執行役を補佐して業務を執行することとしております。

執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「MUF G行動規範」「倫理規程」や「コンプライアンス・マニュアル」等のコンプライアンス関連規程において、反社会的勢力との対決を含め、法令、自主規制機関の定款・諸規則、取引所規則、当社の定款・諸規程や社会規範の遵守を定め、コンプライアンス研修等によりその周知徹底を図っております。また、「コンプライアンスプログラム」に基づき、各期の方針・重点課題・施策を制定し、その実践により法令遵守を確保する体制としております。

法令等の遵守状況については、第一線(業務推進各部門による自主点検)、第二線(コンプライアンス・リスク管理部門によるモニタリング活動)、第三線(内部監査室による監査活動)の三層構造により検証する体制としております。

当社並びに当社の親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

MUF G行動規範を採択するなど、法令等遵守・リスク管理等の内部統制に関して親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築しております。

また、親会社より取締役の派遣を受けておりますが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしております。

財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制としております。

(2) 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。

内部監査室の執行役からの独立性及び監査委員会の指示の実効性確保に関する事項

内部監査室は代表執行役直属とし、他の業務執行部門から独立した組織となっています。監査委員会の補助業務に関し、監査委員会または監査委員は、内部監査室に対し直接指示・命令を行うことができるとともに、内部監査室長及び監査委員会事務局長の任免は取締役会が決定し、内部監査室長及び監査委員会事務局長の人事評価・懲戒に関する事項は監査委員会の、内部監査室員の異動・人事評価・懲戒に関する事項は監査委員会が選定した監査委員の、それぞれ事前の同意を必要としています。

取締役、執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制

ア) 監査委員は、取締役・執行役及び使用人等に対し、職務の執行に関する事項の報告を求める権限を有しており、選定監査委員は以下の権限を有することとしております。

- ・取締役若しくは執行役及び支配人その他使用人に対する職務の執行に関する事項の報告の請求
- ・当社の業務及び財産の状況の調査
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの当社の子会社に対する事業の報告の請求
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの子会社の業務及び財産の状況の調査
- ・取締役会の招集
- ・監査委員会が会計監査人を解任したときの株主総会に対する解任の事実及び解任理由の報告
- ・監査委員会の職務を行うため必要があるときの会計監査人に対する会計監査に関する報告の請求
- ・当会社と執行役又は取締役との間の訴えに係る訴訟の代表(監査委員が当該訴えの当事者である場合を除く。)
- ・調査の実施にあたり必要な場合の弁護士、公認会計士、コンサルタント及びその他の外部アドバイザーの任用
- ・内部監査室員の異動・人事評価・懲戒に関する事項に関する事前同意
- ・監査委員会に内部通報のあった事案の処理(必要に応じ内部管理統括責任者と連携)

イ) 執行役及び使用人は以下の事項について監査委員又は監査委員会に報告しなければならないこととしております。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実。
 - ・監査委員会または内部監査室から受領した改善要請に対する是正状況。
 - ・行政当局、取引所、金融商品取引業協会等が当社に対し行った検査、考査、監査の結果の内容
 - ・行政当局、取引所、金融商品取引業協会等から処分を受けた場合にはその処分内容
-
- ・業務執行の妥当性、適法性に疑義があると思われる事項が生じた場合には、その事項
 - ・その他監査委員会又は選定監査委員が定めた事項

前記 の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報をした者への就業上の不利益を課すことを社内規程で禁止している他、監査委員会が定めた監査委員およびコンプライアンスを担当する執行役が、通報をした者がその後不利益を受けていないかを確認することを義務づけております。

監査委員の職務の遂行について生じる費用等に関する事項

監査委員は、その職務の執行に必要なとする費用等を会社に請求できると定めております。

その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会を構成する取締役は、取締役会決議により定め、その員数は3名以上とし、その過半数は社外取締役であって執行役でない者でなければならないとしております。

加えて、監査委員会は、必要に応じ、説明又は意見陳述のために取締役、執行役、担当管理職その他の社員を監査委員会に出席させることができるなど監査が実効的に行われることを確保する体制としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「MUFG行動規範」「倫理規程」等において、反社会的勢力に対して毅然かつ断固とした態度をもって対決することを定めており、親会社や業界団体、警察等と緊密に連携してその排除に取り組むために、コンプライアンス・リスク管理部を専門担当部署として設置しております。

また、お客さまからお預かりする口座についても、約款において厳格な排除条項を採用しているほか、関係部署での口座監視、管理先データベース管理ルールを定め、実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

(1) 情報開示に係る基本的考え方

当社は、情報開示(ディスクロージャー)をコーポレートガバナンスの基礎となる説明責任(アカウンタビリティ)そのものと位置づけ、経営の最重要課題として取り組んでおります。

(2) 適時開示に関する社内規則

当社は、関係法令及び証券取引所の規則等を遵守し、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報について適時開示を行うことを目的として、以下の社内規則を設けております。

ディスクロージャーポリシー

当社の開示に関する基本方針を定めるもの

開示規程

適時開示に関する基本事項として、開示事項、開示時期、社内統制などを規定するもの

開示手順

適時開示に関する業務フロー等の詳細を定めるもの

(3) 担当部署

適時開示の実施に関しては経営管理部が担当しております。

(4) 当社の特徴

当社はネット証券であり、法令諸規則に基づくTDネット等への開示のほか、当社HPへの掲載も重要な開示方法であると認識しております。管理方法、運用手順は上述の社内規則に基づく他、HP誤表示を防止するための二重チェック体制等を敷いております。

(5) 親会社等との連携

当社の適時開示時および親会社等(財務諸表等規則第8条第3項に定める親会社、及び当社が他の関連会社(財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社)である場合における当該他の会社)の適時開示時には、当該関係会社の開示担当部署との連絡を密にし、相互に関係のある事実の場合の相互開示を行って参ります。

(6) その他

適時開示の重要性、管理方法等についての役職員の意識向上が重要と認識しております。上述の社内規則の周知徹底を図るとともに、社員集合研修等において適宜、研修および教育を進めて参ります。

